

一般事業主行動計画（一体型）

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

■ 計画期間 2026年4月1日～2028年3月31日までの2年間

【次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画】

目標1：計画期間中の男性の育児休業取得率を50%以上とする。

<対策>

- 2026年4月～ 配偶者の出産申出があった労働者に対し、個別に制度説明を行う。
- 2026年4月～ 育児休業取得状況を年1回把握・分析する。
- 2026年4月～ 取得事例を社内で共有し、取得しやすい環境づくりを推進する。

目標2：年次有給休暇の平均取得日数10日以上を維持する。

<対策>

- 2026年4月～ 年次有給休暇の取得状況を半年ごとに集計する。
- 2026年4月～ 管理職に取得状況を共有し、計画的取得を促進する。
- 2026年4月～ 取得率の低い部署について業務配分の見直しを行う。

目標3：月平均時間外労働20時間未満を維持する。

<対策>

- 2026年4月～ 時間外労働の状況を定期的に確認し、経営会議で共有する。
- 2026年4月～ 業務の平準化および効率化を図る。
- 2026年4月～ 繁忙期の負担集中を防ぐための業務分担の見直しを行う。

【女性活躍推進法に基づく行動計画】

目標1：女性管理職の割合を現状（13%）以上とする。

<対策>

- 2026年4月～ 管理職候補となる女性社員の育成方針を明確化する。
- 2026年4月～ 登用に向けた育成機会の検討を行う。